

令和 6 年度旅行会社担当者等意見聴取ツアー委託業務 仕様書

1 業務の目的

三重県では、令和 2 年に制定された文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）への対応として、文化についての理解を深めることを目的とする文化観光の在り方について検討を進めています。また、新型コロナウイルスにより減少した県立文化施設の利用者数の回復のためには、観光地に立地していない県立文化施設へ観光客を誘導するための、有効な仕掛けや動機づけが必要と考えています。

こうした背景のもと、三重県では、三重県総合博物館を「三重の歴史・文化を知る・学ぶ拠点」として位置付け、松尾芭蕉生誕 380 年記念事業と連携した「松尾芭蕉と藤堂家の遺産を核とした文化体験」と「伊勢から熊野への巡礼旅の文化体験」をテーマにした 2 つの文化観光を実現するため、三重県総合博物館で三重の歴史・文化を学んだのち、伊賀や名張などに赴き、藤堂家や松尾芭蕉の足跡を辿れる場所をめぐる文化体験(以下、伊賀ルート)と三重県総合博物館から熊野古道伊勢路を巡る文化体験(以下、熊野ルート)を提案したいと考えています。

そこで、こうした文化観光が、実際に旅行商品として実現可能か、また実現するためにはどのような改善をするべきかについて、旅行会社の担当者と一般参加者に実際に想定されるルートを体験してもらい意見聴取を実施することにしました。

本事業は、こうした文化体験ルートを構築するため、意見聴取を行う対象者の確保や、対象者の移動手段・宿泊施設の確保、参加者からの意見の聴取、改善案の作成などを中心に委託するものです。

2 業務名

令和 6 年度旅行会社担当者等意見聴取ツアー委託業務

3 委託期間

契約日から令和 7 年 1 月 31 日（金）まで

4 委託業務内容

委託する業務内容は次の I、II の業務である。

I 旅行会社の旅行会社担当者及び文化観光に興味がある一般参加者による意見聴取ツアー

一の実施

・事業の概要

「松尾芭蕉と藤堂家の遺産を核とした文化体験」と「伊勢から熊野へ巡礼旅の文化体験」をテーマにした文化観光で、三重県が想定している観光旅行ルートが、実際に観光商品として実現可能か、また実現するためにはどのような改善をするべきかについて、旅行会社の担当者と一般参加者に実際に想定されるルートを体験してもらい意見聴取を実施する。対象とする旅行会社の担当者と一般の参加者には、伊賀ルートと熊野ルートそれぞれで1泊2日の行程で実際に旅行を体験してもらう。

以下の事業の手配に際して、交通機関、宿泊施設、現地ガイド、施設入場料等に関する費用はすべて委託料に含む（ただし、三重県立の三重県総合博物館の入館料は委託料に含まない。）。

・具体的な内容

(1) 旅行会社の旅行会社担当者と文化観光に興味がある一般参加者を招聘すること。

三重県へのツアーを実施した実績のある旅行会社の担当者と文化観光に興味がある一般の参加者を招聘すること。なお、招聘者については事前に委託者と協議のうえ、承認を得たうえで決定するものとする。また、招聘者の名簿について、決定次第委託者に提出すること。伊賀ルートと熊野ルートの参加者は別で構わない。

- ・日本国内において日本在住者を対象とした三重県へのツアーを主催する旅行会社の担当者。旅行会社の担当者は、ツアー造成担当者、文化セミナー等担当者、店頭販売スタッフ、添乗員など、多様な職種の者を招聘することが望ましい。また、招聘する担当者は複数の旅行会社の担当者であることが望ましい。

：伊賀ルート4名 熊野ルート4名

- ・日本国内における旅行会社の職員ではない文化観光に興味のある一般の参加者を招聘すること。なお、熊野ルートについては急坂の歩行に支障がない者とする。

：伊賀ルート4名 熊野ルート4名

- ・それぞれのルートにおいて、旅行会社の担当者と一般参加者は東京から2名、大阪から3名、愛知から3名招聘することが望ましい。

(2) 旅行参加者への事業主旨の事前説明をすること。

旅行参加者に対して本事業の主旨をあらかじめ説明し、参加者がテーマとした文化観光ルートの造成に向けた観光体験であることを理解させること。事前説明を行う手法の

例として、事前に参加者に対して資料を配布し、熟読させること等が考えられるが、実施にあたっては、委託者と協議をしたうえで決定するものとする。

(3) 文化観光の有識者を招聘し、実証ツアーに参加させること。

文化観光にかかる知見を豊富に持つ有識者を招聘し、実証ツアーに参加させ意見を聴取すること。なお、招聘する有識者については事前に委託者と協議のうえ、承認を得たうえで決定するものとする。

(4) 交通の手配

提案した旅行行程に基づき、旅行会社担当者、往復旅程及び三重県内での移動（バス1台）・宿泊・食事について手配すること。また、同行し意見聴取を随時実施する三重県担当者及び三重県が指名する者の移動・宿泊・食事についても合わせて手配すること。三重県側からの参加者は、三重県が指名する者も含め、最大5名程度を想定している（ただし、三重県側からの参加者の宿泊料、食事代は実費負担）。

・旅行行程

旅行の行程については以下の日程を想定しており、テーマに沿って行程を提案すること。ただし、三重県総合博物館は行程から外さないようにすること。実施にあたっては、委託者と協議のうえ決定すること。

またそれぞれのツアーは1日目の朝に津駅から出発することを想定しているため、参加者と有識者は全員津駅周辺の宿泊施設に前泊させる想定のため、前日の宿泊施設も提案すること。

・伊賀ルート

コンセプト 「松尾芭蕉と藤堂家の遺産を核とした文化体験」

江戸時代はじめに津、伊賀周辺を治めた藤堂高虎と、伊賀出身である俳聖松尾芭蕉をテーマに、三重県総合博物館で文化や歴史を学んだ後、実際にその足跡を辿れる場所や施設を訪れることで、三重の文化を深く知る文化体験を構築する。

旅行期間 令和6年10月1日（火）～2日（水）

<例示>

- 1日目
- ・津駅西口集合、三重県職員合流、バス乗車
 - ・三重県総合博物館
 - ・津城跡（津藤堂宗家の居城）
 - ・専修寺（藤堂家による寄進・再建、藤堂高虎息女高松院婚家）
- 昼食：津市から伊賀市での昼食を想定
- ・上野城跡（藤堂藩城代家老邸跡）

- ・芭蕉翁記念館 俳聖殿

宿泊：伊賀市内の宿泊施設を想定

夕食：旅館の料理

2 日目

朝食：旅館の料理

- ・丸柱（伊賀焼作陶体験）

昼食：丸柱周辺の会場を想定

- ・名張藤堂家邸跡・寿栄神社
- ・名張まち中散策
- ・帰路へ

- ・熊野ルート

コンセプト 「伊勢から熊野への巡礼旅の文化体験」

江戸時代、伊勢神宮を参拝したあと、熊野へと向かった人々が通った道が「熊野参詣道伊勢路」であった。この伊勢路をテーマに、三重県総合博物館で文化や歴史を学んだ後、当時の人々と同じ道をたどることで、三重の文化を深く知る文化体験を構築する。

旅行期間 令和6年10月24日（木）～25日（金）

<例示>

1 日目

- ・津駅西口集合、三重県職員合流、バス乗車
- ・三重県総合博物館
- ・伊勢神宮（内宮）

昼食：伊勢神宮周辺の会場を想定

- ・石佛庵
- ・女鬼峠（歩行体験）
- ・瀧原宮
- ・荷坂峠

宿泊：紀北町内の宿泊施設を想定

夕食：旅館の料理

2 日目

朝食：旅館の料理

- ・馬越峠（馬越峠→天狗岩→岩屋堂） 歩行体験
- ・尾鷲神社

昼食：尾鷲市内の会場を想定

- ・熊野古道センター
- ・松本峠（木本の町中→七里御浜→獅子巖） 歩行体験
- ・花の窟
- ・帰路へ

(5) 意見聴取

ツアーに参加した旅行会社の担当者と一般参加者に対して、意見聴取を実施すること。
なお、意見聴取の方法については、事前に委託者と協議をしたうえで決定すること。

II 旅行会社担当者と一般参加者の意見に基づく体験ルートの改善案の作成

・事業の概要

「I 旅行会社の担当者及び一般参加者による意見聴取ツアーの実施」の事業成果に基づき、Iで実施した文化観光ルートの改善案を作成する。

・具体的な内容

(1) 旅行行程及び内容の改善案の作成

受託者は旅行行程等の改善案の作成方法について提案するとともに、Iの事業の実施状況における参加者の意見を基に、改善案を作成すること。なお、作成する改善案の旅行行程は、実際に観光商品として実現可能なものとするを前提とする。

旅行行程等の作成にあたっては、以下の点を考慮すること。

- ・三重の文化を深く知るというコンセプトは変えない。
- ・三重県総合博物館→各地へと移動するルートの変更はしない。
- ・改善案としては、幅広く実現可能なプランとして、団体バスでの移動を想定としたプラン、自家用車での移動を想定したプラン、鉄道やバスなどの公共交通機関での移動を想定したプランを提出すること。

(2) 三重県との協議

旅行行程の改善案の取りまとめ方法等については事前に委託者と協議をしたうえで決定する。

5 事業者の工夫

事業者は本事業を受託するにあたり、下記の事項について独自の方法を考案し提案することが求められる。

(1) 参加者の招聘方法

本事業においては旅行会社の担当者と、旅行会社職員ではない文化観光に興味がある一般参加者を招聘する。招聘にあたり招聘対象やその方法について考案し提案すること。

(2) 行程

現在示している行程は主な訪問候補地を列記したものである。伊賀ルートと熊野ルートのそれぞれのコンセプトに即したツアールートを1つずつ考案し提案すること。また食事や宿泊も文化体験の一環となるように考慮すること。

なお、熊野ルートの歩行体験は雨天ではない場合を想定している。雨天時は歩行体験が困難となるため、雨天時のときのための、歩行体験の代替案や日程変更など、事業者としての工夫を提案すること。代替案であってもツアーのコンセプトに沿ったプランを提案すること。

(3) 意見聴取方法

本事業においては参加者から意見聴取を実施し、改善案を作成することを目的としている。効果的な意見聴取の方法を考案し提示すること。

6 委託業務の実施条件

- (1) 本委託事業の実施にあたっては、業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を設けることとする。また打合せ場所は基本的に三重県環境生活部内とする。
- (2) 委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と協議を重ねながら実施するものとする。

7 必要書類の提出等

受託事業者は、本業務に係る契約の締結後、速やかに三重県環境生活部文化振興課（以下「本課」という。）に以下の書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) その他三重県が必要とする書類

8 委託業務完了にともなう書類の提出等

委託業務完了の日から遅滞なく、業務完了報告書（様式任意、A4判・両面印刷）を本課に提出して完了検査を受けることとする。

なお、業務完了報告書には次の項目を含まなければならないものとする。

- (ア) 委託業務の実施内容
- (イ) 委託業務にかかる支出の費目別内訳
- (ウ) 委託業務の実施状況を示す写真
- (エ) その他、事業実施の説明に必要と考えられる資料
- (オ) 上記資料に関する電子データ 1式（CD-R等）

9 支払方法 業務完了払い

10 特記事項

- (1) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。また、個人情報の保護に関する法律第七十六条、第八十条及び第八十四条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従

事していた者に対する罰則があるので留意すること。

- (2) 肖像権・著作権に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者が必要な処理を行うものとする。
- (3) 本契約に基づく成果物の所有権は、三重県へ成果物の引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、成果物の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、著作者は、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。ただし、上記以外に有効な手法がある場合には、適宜提案すること。なお、使用に関して条件や制限があるものについては、その都度両方で別途協議するものとする。
- (4) 再委託を行う場合には、事前に三重県の実情を把握し、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、業務遂行上、必要に応じて、再委託先に対して三重県が直接に指示をする場合がある。
- (5) 委託業務に関して知りえた秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (6) 委託事業者は、受託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により偽造又は不正取引等で三重県に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (7) 受託事業者は、受託業務の履行にあたり、受託事業者の行為が原因で利用者そのほかの第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。
- (8) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 委託者に報告すること。
 - (エ) 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害を生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (9) 受託者が、(2) の (イ) 又は (ウ) の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第 7 条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。